

めぐみ保育園 入園のしおり（重要事項）

令和6年4月1日現在

1. 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 恩籠園
事業者の所在地	千葉県船橋市薬円台4丁目6番2号
事業者の連絡先	047-466-4020
代表者氏名	理事長 飯島 和男

2. 施設の概要

種別	保育所							
名称	めぐみ保育園							
所在地	千葉県船橋市薬円台4丁目6番1号							
連絡先	047-466-0566							
施設長（園長）氏名	田中 善之							
開設年	昭和23（1948）年12月							
利用定員	（2号）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	（3号）	12人	24人	36人	50人	50人	50人	222人

3. めぐみ保育園の理念・方針

（1）本園の理念・役割

- ①子どもの健全な心身の発達を目的に、子どもの最善の利益を考慮した福祉の増進を図る。
- ②この目的を理解する職員が家庭との連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行う。
- ③地域の様々な社会資源との連携を図りながら保護者や地域の支援を行う。

（2）保育方針

- 《自然》周囲の環境を生かして、自然とのふれあい、自然の恵みを尊重しながら落ち着いた雰囲気の中で情緒の安定を図り、心身共に健やかな人間育成に努力する。
- 《連携》家庭と保育園とが、安心と信頼のもとに協力しながら、保育の充実と子どもの安定した心の充実で、豊かな子どもの成長を図る。
- 《道徳》親に対する感謝、事物に対する感謝、挨拶の励行、基本的な生活習慣・態度を養い礼儀正しい子どもの育成に努める。
- 《協調》誰とでも仲良く、お互いを尊重し合って協力でき、思いやりのある子どもの育成に努める。言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う。
- 《創造》子どもの内発的な興味と新しい知識を得ようとする欲求に基づく自由な活動を尊重し発展させることに努力する。

4. 施設の概要

敷地	敷地全体	3,704.11 m ²
	園庭	1,524.89 m ²
園舎	構造	鉄骨地上2階
	延べ	2,304.79 m ²

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	2	0歳児 1才児
保育室	8	2歳児～5歳児
調理室	1	
遊戯室	1	
地域子育て支援相談室	1	

5. 職員体制（令和6年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長（園長）	1人	1人	0人	
副園長	1人	1人	0人	
主任保育士	1人	1人	0人	
副主任保育士	2人	2人	0人	
保育士	30人	13人	17人	
栄養士	2人	2人	0人	
調理師・調理員	6人	1人	5人	
事務	2人	2人	0人	
保育士助手（保育従事者）	14人	0人	14人	

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（うち必要な時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分（うち必要な時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕：6時30分～7時00分
	保育短時間	朝：7時30分～8時00分 夕：4時00分～7時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時00分
	土曜日	午前7時30分～午後3時30分
休業日	日曜日・祝日、非常災害・伝染病等急迫の事情があるとき	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 利用料等

1. 特定教育・保育に係る利用者負担

- ・利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）

2. 特定教育・保育の提供に要するその他利用者負担

- ・1の保育料の他、別表に掲げる個人の持ち物等の費用、時間外保育料の納入をお願い致します。

8. 提供する特定教育・保育の内容

- (1) 子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針及びキリスト教精神に基づき、子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供します。
- (2) 本園独自のカリキュラムとして、講師の指導による、社会で生きていくために大切なマナー・作法を学ぶ「お作法タイム」、音楽の楽しさ・素晴らしさを知る「歌唱指導の時間」、身体を動かす喜びと出会う「体操の時間」があります。また園長の指導による、「学ぶ・考える楽しさ」を育てる「気づきの時間（年長、年中）」、栄養士による「食育の時間」、そして「フォークダンスを中心としたリズム・ダンス」にも力を注いでいます。

9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	始園式 入園式 プレ保育 体操指導
5月	お作法タイム 第1回役員会 誕生会 園外保育 体操指導
6月	お作法タイム 花の日礼拝 歌唱指導 内科検診 歯科検診 体操指導
7月	お作法タイム 誕生会 歌唱指導 体操指導 おたのしみ会 終了式 水遊び
8月	夏期保育 水遊び
9月	始園式 お作法タイム 誕生会 運動会予行 体操指導
10月	お作法タイム 運動会 内科検診 ハロウィン 体操指導
11月	お作法タイム 歌唱指導 収穫と勤労の感謝祭 ちゃんこ 誕生会 体操指導
12月	お作法タイム 記念礼拝 おもちつき 終了式 クリスマス礼拝 冬期保育 体操指導
1月	始園式 お作法タイム 誕生会 はっぴょう会予行 体操指導
2月	節分 お作法タイム はっぴょう会 誕生会 体操指導
3月	体操指導 卒園遠足 お別れ会 卒園式 次年度説明会 修了式・進級式

※諸事情により、行事予定が変更になる場合がございます。

10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市が行う利用調整による
利用決定（認定こども園）	利用契約書の締結による（認定こども園のみ）
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登園・降園時間を守ってご利用ください。 ・ 欠席、遅刻・早退される場合は必ずご連絡をお願いします。 ・ 原則として、保育時間内での登園、お迎えをお願いします。お迎えが遅れたり、延長保育を利用される場合は、必ずご連絡をお願いします。 ・ 保護者以外の方が、お迎えに来られる場合は必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、お子様をお引き渡しできない場合があります。 ・ お子様の体調がすぐれない場合、伝染性の病気になり患した場合等は、無理をなさらず登園をお控えください。登園後に体調が悪化した場合には、ご連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。 ・ 伝染性の病気が治癒し登園を始める場合には、法令により医師による登園許可証が必要となりますので、必ずご提出ください。 ・ お子様にご与える薬は原則として受け付けることができません。どうしても必要な場合はご相談ください。

11. 嘱託医

医療機関の名称	本田こどもクリニック
医院長名	本田 晃
所在地	船橋市西習志野 4-11-2
電話番号	047-468-7211

12. 嘱託歯科医

医療機関の名称	金子歯科医院	小宮歯科医院
医院長名	金子 正実	小宮 あゆみ
所在地	船橋市西習志野 4-23-7	船橋市飯山満 3-1524-7
電話番号	047-465-8001	047-490-3095

13. 緊急時における対応方法

- ・ 特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などあった場合、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関等への連絡を行います。

【管轄する消防署】

消防署名	①船橋市東消防署 ②薬円台出張所
所在地	①船橋市習志野台 3-18-23 ②船橋市薬円台 5-24-14
電話番号	①047-464-1515 ②047-466-1523

【管轄する警察署】

警察署名	①船橋市東警察署 ②薬円台交番
所在地	①船橋市習志野台 7-9-20 ②船橋市薬円台 1-5-2
電話番号	①047-467-0110 ②047-466-3541

14. 非常災害対策

防火管理者	田中 善之
消防計画届出年月日	令和 4 年 5 月 1 日
避難訓練	毎月 1 ～ 2 回実施します。
防災設備	・ 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知機、誘導灯、誘導標識、 自家発電設備、防火シャッター、蓄電池設備 ・ 災害用備蓄：食糧、飲料水、その他必要な用具
避難場所	第一避難所 園庭 第二避難所 薬円台公園
緊急時の連絡手段	電話、メール連絡網、専用ホームページでの情報提供

15. 相談・要望・苦情窓口

当園に対する疑問・質問・相談等がございましたら、すぐに保育園にお知らせください。
「子どもたちのために」を第一に考え、対応をしていきたいと思ひます。

相談・苦情受付担当者	野口 幸子	副園長
相談・苦情解決責任者	田中 善之	施設長（園長）

第三者委員	電話番号
阿部 豊子	047-462-4126
川畑 千恵子	090-5492-1054
岩本 和子	047-464-2562

16. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険 有限会社オフィスドリーム
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	1名最大2億円 1事故最大10億円

17. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。